

庁用自動車へのドライブレコーダー設置について

1 ドライブレコーダー設置経緯等

(1) 庁用自動車の管理概要

庁用自動車は、平成29年3月1日現在、総務契約課で共用車として集中管理する20台、所管課で管理する専用車66台、全体で86台ある。

庁用自動車の点検整備費用等の予算措置と執行は所管課で対応するが、職員の交通安全教育、事故対応における損害保険会社との事務連絡等については、総務契約課が所管している。

(2) 安全教育と庁用車事故

総務契約課では、安全運転の励行のため、春秋の全国交通安全運動に合わせた声かけ運動、庁用自動車運転者講習会の開催、運転実技講習の開催、庁内電子掲示板での安全運転の啓発など様々な交通安全教育を実施している。

しかし、職員による庁用車事故件数は、平成25年度7件、平成26年度8件、平成27年度15件、平成28年度も平成29年3月1日現在6件発生するなど、毎年度発生している状況である。

(3) ドライブレコーダーの設置の目的

今後、ドライブレコーダーの記録データを活用した交通安全の研修を実施する等更なる職員の安全運転意識の向上を図るため、また、交通事故等の発生時における事故責任を明確にするためにドライブレコーダーを導入するものである。

2 ドライブレコーダーの設置時期等

(1) 設置車両及び台数

答申後、総務契約課が集中管理している庁用自動車20台の入れ替え時に順次導入する。平成29年度は、10月1日付で2台の庁用自動車に導入していく予定である。

(2) 設置場所

庁用車の前面ガラスに設置し、前方の映像及び車内の音声情報を記録する。

3 ドライブレコーダーの仕様概要及び取扱い

(1) 仕様概要

ア 映像及び音声の記録

イ 衝撃時に録画する機能

ウ 記録媒体 microSDHD カード

エ 記録時間 約60分～540分（上書き自動消去・衝撃時の情報は上書き不可機能）

(2) 記録データの取扱い

- ア 記録データは、管理責任者（総務契約課長等）及び管理責任者が指定した者のみ
が取り扱う。
- イ 記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコン
のみとし、当該記録データは、パソコンに保存せず、電磁的記録媒体に保存する。
当該電磁的記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管する。
- ウ 保存されたデータを複写するときは、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写
することとし、その目的を達したときは、速やかに複写したデータを消去する。

4 記録データの閲覧及び外部提供等

記録したデータの閲覧、外部提供等については、武蔵村山市個人情報保護条例及び武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（案）に基づき取り扱うこととする。

想定される場合は、次のとおりである。

- (1) 法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会
- (2) 交通事故等の状況及び原因を明らかにするために、その当事者又は当事者から委任を受けた保険会社から提供を求められたとき。
- (3) 交通事故等に関し本市内部の関係者が閲覧・確認するとき。
- (4) 本市が契約している自動車損害保険会社から閲覧・提供を求められたとき。

武蔵村山市庁用自動車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、交通事故等の発生時における事故責任の明確化並びに職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図るため、庁用自動車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁用自動車 武蔵村山市庁用自動車の管理等に関する規程（平成9年武蔵村山市訓令（甲）第8号。以下「規程」という。）第2条第1号に規定する自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 車両に設置し、周囲の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーによって撮影された映像及び録音された音声をいう。
- (4) 共用車 総務部総務契約課に所属し、共用的に使用する庁用自動車をいう。
- (5) 専用車 共用車以外の庁用自動車をいう。
- (6) 電磁的記録媒体 電磁的方法によりデータを記録することができる記録媒体をいう。

（管理責任者）

第3条 ドライブレコーダーの適切な管理及びデータの漏えい防止を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、共用車にあつては総務契約課長の職にある者を、専用車にあつては専用車が所属する課の長（相当する職にある者を含む。）の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、ドライブレコーダー及びデータの操作を行う者（以下「操作担当者」という。）を指定するものとし、操作担当者以外の者にドライブレコーダー及びデータの操作を行わせてはならない。
- 4 総務契約課長は、庁用自動車に係る事故があつた場合であつて、必要と認めるときは、管理責任者に対し、次条第4項の規定により保存したデータを提出するよう指示するものとする。

（データの取扱い）

第4条 データの取扱いに当たっては、武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）及び武蔵村山市個人情報保護条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第25号）を遵守するものとする。

- 2 データは、ドライブレコーダー本体内に装着した電磁的記録媒体に記録する。
- 3 電磁的記録媒体は、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、第6条に規定する場合又は第7条に規定する場合を除き、本体から取り出してはならない。
- 4 電磁的記録媒体内のデータは、管理責任者が指定したパソコンを利用して他の電磁的記録媒体に保存するものとし、管理責任者が必要と認める場合を除き、パソコン本体に保存してはならない。

- 5 データを保存した電磁的記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管しなければならない。
- 6 データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(データの保存期間)

第5条 前条第4項の規定により保存したデータの保存期間は、第6条に定める目的を達成するために必要な限度で、管理責任者が認めた期間とする。

(データの利用)

第6条 データの利用は、交通事故等の確認、事故の分析及び原因究明並びに職員の安全運転意識及び運転マナーの向上のために利用するものとし、これらの目的以外に利用してはならない。

(データの外部への提供)

第7条 データは、次に掲げる場合を除き、外部へ提供してはならない。

- (1) 法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会があったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定によりデータを外部へ提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。
- (1) 外部へ提供を行った年月日及び時刻
 - (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
 - (3) 目的及びその理由
 - (4) 該当データの内容
- 3 第1項の規定によりデータを外部へ提供するときは、必要最小限にとどめるとともに、提供先に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
- (1) データを適正に管理すること。
 - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
 - (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却、破砕等、必要な処理を行うこと。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。